

# 国土交通省における緊急公共工事品質確保対策について

国土交通省大臣官房技術調査課  
課長補佐 常山 修治

## 1. はじめに

国土交通省では、公共工事において極端な低価格による受注が行われた場合、工事の品質確保への支障、下請へのしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底など弊害が懸念されることから、これまでも累次にわたり対策を講じてきました。しかしながら、いまなお低価格による入札案件が高水準で推移しており、国民の安全・安心に直結する公共工事の品質確保に支障が及ぶおそれが一層高まっています。

このため、昨年4月14日には、工事の施工段階における監督・検査、立入調査等の強化を中心とする対策である「いわゆるダンピング受注に係る公共工事の品質確保及び下請業者へのしわ寄せの排除等の対策について」を取りまとめ各地方整備局等へ通知を行いました。平成18年上半期までの入札結果を見ると、年度末に低入札が多発した平成17年度を上回るペースで低

入札調査対象工事が発生しています(図-1)。

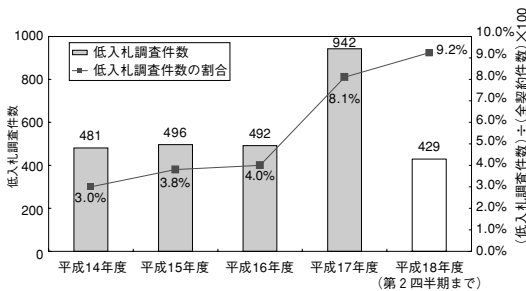
こうした状況下、国土交通省としてもスピード感を持って現下の課題へ対応すべく、さる12月8日に、入札段階を中心とした新たな対策として「緊急公共工事品質確保対策について」をとりまとめ、通知を行いました。本稿では、この緊急公共工事品質確保対策(以下、「緊急対策」という。)について、その概要を紹介します。

## 2. 緊急公共品質確保対策の概要

### (1) 施工体制確認型総合評価方式の試行

従前の総合評価方式においては、技術評価点の配点・付与において、施工内容実現の確実さが考慮されていませんでした。また、発注者が求める最低限の施工内容を実現できる場合に付与される標準点が100点であるのに対し、技術提案の内容に応じて付与される加算点の上限は50点(実際の適用では大半が30点以下)であり、入札参加者の技術力を必ずしも十分に評価できていなかったのが現状です。

このため、緊急対策として、原則、一般土木工事、鋼橋上部工事、プレストレスト・コンクリート工事及び港湾空港等工事で予定価格が2億円以上の工事を対象(その他の工事についても試行可能)に、施工体制が確実に確保できるかを審査要素に加味する総合評価方式を試行することとしました。



※数値は、8地方整備局のもの。ただし、H18年度の数値は港湾空港を除く数値であり、かつ速報値。

図1 低入札価格調査対象工事の発生状況

具体的には、技術評価点に「施工体制評価点」として30点を新たに追加し、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況に応じ、発注者が求める施工内容をより確実に実現できるかどうかを評価します。また、発注者が示す標準案以外の施工方法等に関する技術提案に対し、従前10～50点の範囲で付与している加算点を、10～70点の範囲で付与し（簡易型総合評価方式では、従前10～30点を10～50点とする）、技術力の評価のウェートを大幅に拡大しています。なお、新技術・新工法等によるコスト縮減の技術提案については、施工体制評価点の審査・評価において考慮することとしています。

## (2) 特別重点調査の試行

国土交通省では、いわゆる低入札価格調査制度に基づき、発注機関（各地方整備局）が定めた基準価格（工事ごとに予定価格の2/3～8.5/10の範囲内で設定）を下回る入札があった場合に低入札価格調査を行っていますが、会計法第29条の6の規定「契約の内容が履行されないおそれがある」場合が具体的にどのような場合なのか明確になっていないため、現行制度が的確に運用されていない状況でした。

このため、緊急対策においては、予算決算及び会計令第86条に基づき、その者により契約内容に適合した履行がされないおそれがあるかどうかを調査する際、極端な低入札者について、特に重点的な調査（特別重点調査）を実施することとしました。また、「契約の内容が履行がされないおそれがある」と認められる場合をあらかじめ具体化しておき、特別重点調査の結果を踏まえ、これらに該当すると認めるときは、その入札参加者とは契約を結ばないこととし、低入札価格調査制度の的確な運用を図

ることとしました。

特別重点調査の対象工事は、予定価格2億円以上の工事で、その者の入札価格が調査基準価格を下回り、かつ、入札価格の積算内訳である費目別金額を予定価格の積算の前提とした費目別金額で除して得た割合が一定割合（直接工事費で75%、共通仮設費で70%、現場管理費で60%、一般管理費で30%のいずれか（図-2）ただし、新技術・新工法等によるコスト縮減により一定割合を下回る場合は、適用対象外。）を下回る入札をした者としています。

### 【特別重点調査の試行実施】

- ・ 入札参加者が作成した積算内訳書が、品質の確保がされないおそれがある極端な低価格での資材・機械・労務の調達を見込んでいないか
  - ・ 品質管理体制、安全管理体制が確保されないおそれがないか
- 等を調査し、契約内容が履行されないおそれがないかを厳格に審査する。

### 【低入札価格制度の的確な運用による落札者の決定】

調査の結果を踏まえ、例えば、次のような場合は、契約内容を的確に履行できないおそれがあると認め、法令に基づく所定の手続を経て、次順位者と契約。

- ・ 品質が確保された取引実績を過去の契約書等で証明できない場合
  - ・ 交通誘導員の確保や品質確保に関する各種試験等に要する費用・体制を見込んでいない場合
- 等

## (3) 一般競争参加資格として必要な同種工事の実績要件の緩和

国土交通省では、一般競争入札の参加資格として、参加企業及び配置予定技術者に、元請として過去に同種工事を施工した実績があることを求めています。現在、同種工事の経験として認める対象期間は、少なく

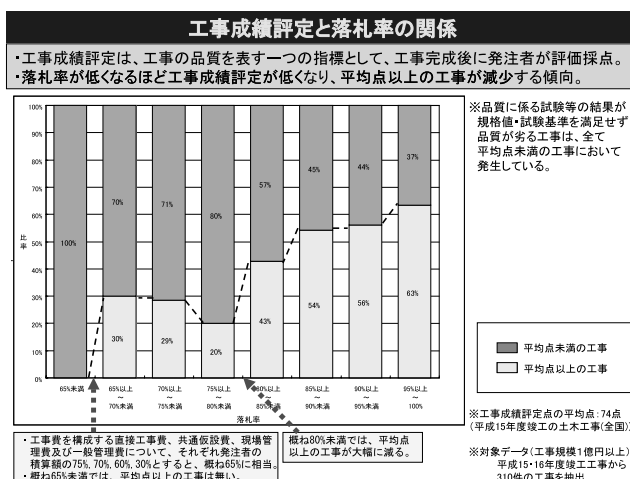


図2 工事成績評定と落札率の関係

とも10年とされており、同種工事の施工実績がこの対象期間外のものしかなくなると、一般競争参加資格の一つである同種工事の施工実績要件を満たさなくなることから、このような企業は無理な低価格で入札してでも「実績づくり」をせざるを得なくなるとの指摘があります。このため、緊急対策として、「同種工事の施工実績」については、当面、最大で過去15年以内の施工実績まで対象とすることができるよう要件を緩和しました。

#### (4) その他の対策

以上の取組みの他、宮城県が平成18年11月以降に公告する3億円以上の工事すべてについて「入札ボンド」を試行導入するにあわせ、東北地方整備局発注の宮城県内工事については、予定価格2億円以上のものまで試行対象を拡大する(現行7.2億円以上)こととしました。

また、公正取引委員会との連携強化を図るため、国土交通省が発注機関として入手する低価格入札案件情報(入札結果情報、特別重点調査により赤字受注のおそれありとされた結果等)や建設業許可部局が実施する立入調査の結果等について、必要に

じ公正取引委員会に対し通報等を実施するものとし、国土交通省と公正取引委員会との連絡会議(平成18年10月12日に第1回開催)を随時開催することにより、連携を一層強化することとしました。

さらに、急激な平均落札率の低下を踏まえ、最新の取引実例の積算基準への速やかな反映が求められており、最近の入札価格の動向を踏まえ、施工形態の合理化による影響を把握するため、特別に実態調査を実施するとともに、その結果を迅速かつ的確に予定価格(積算基準)に反映させるべく、平成18年度中に実態調査に着手し、その結果を踏まえて積算基準に反映させることとしました。

#### 4. おわりに

国土交通省直轄事業の建設生産システムにおける発注者責任に関する懇談会においても、「発注者は、公共サービスの享受者である国民に対して、透明性の高い競争を通じ、価格と品質が総合的に優れた工事等の調達を実施することで、最も価値のある社会資本を適切な時期に提供する責任がある。」とされています。国土交通省では、今後とも公共工事の品質確保に向けた必要な施策を講じて参ります。